

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 防衛人事審議会の所掌事務のうち、調査審議し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べることができ
る隊員の人事管理に関する基準の範囲を拡大すること。（第五十一条関係）
- 二 防衛装備庁長官官房に参事官を置くとともに、その職務を定めること。（第一百七十九条関係）
- 三 防衛装備庁長官官房装備開発官の定数を五人から四人に改めること。（第一百八十条関係）
- 四 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官の定数を四人から五人に改めること。（第一百九十一条関係）
- 五 防衛装備庁調達管理部企業調査官を廃止し、同部調達企画課の所掌事務及び同部原価管理官の職務を改
めること。（第二百条から第二百三条まで関係）
- 六 防衛装備庁調達事業部武器調達官、同部電子音響調達官、同部艦船調達官及び同部航空機調達官の職務
のうち、装備品等の試作品に関する事務を同部需品調達官に移管すること。（第二百五条から第二百八条
まで及び第二百十条関係）
- 七 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 八 関係政令について所要の改正を行うこと。（附則第二項関係）